

仕 様 書

1 件名

2027年国際園芸博覧会（中央・東・西地区）で使用する電力約 5,440,000kWh の供給契約（その1）

2 概要

- （1）受電場所 横浜市瀬谷区瀬谷町の一部（博覧会会場予定地）の高圧受電設備
- （2）使用場所 2027年国際園芸博覧会会場

3 仕様

（1）調達期間及び計量期間

調達期間

2026年2月9日0時から2027年3月31日24時までとする。

計量期間

毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間

（2）電気方式、供給電圧、周波数、受電方式、受電設備等

① 電力構成

以下の電力（混合による電力も可）とする。

A 非化石証書等を付けた FIT 電力

B 再生可能エネルギー由来（非 FIT）の電力

上記電力は、神奈川県内で発電されたものとする。

② 環境価値

以下のいずれかの非化石証書とする。

- ・非化石証書等（トラッキング付非化石証書（再エネ指定）、再エネ指定非化石証書、グリーン電力証書又は 再エネ電力由来 J-クレジット）が付いていること
- ・自らもしくは相対取引によって取得した 非 FIT 非化石証書（再エネ指定）が付いていること
- ・上記環境価値は、神奈川県内で生産されたものとする。

③ 電気方式 交流3相3線式

④ 標準電圧 6,600V

⑤ 計量電圧 6,600V

⑥ 標準周波数 50Hz

⑦ 受電方式 1回線受電

⑧ 受電設備 未定

(3) 契約電力、予定使用電力量等

① 契約電力

(契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。)

常時電力 6,050 kW

受電個所は、以下の 3 ヶ所とする。

地区名	契約電力値	受電予定日
中央地区	3,050 kW	2026/2/10
東地区	1,500 kW	2026/2/10
西地区	1,500 kW	2026/2/9

② 予定使用電力量 5,440,000kWh

(2026 年2月9日～2027 年3月31 日までの使用見込みの月別の予定使用電力量は、別紙を参照のこと。)

(4) 需給地点

博覧会会場の敷地内に施設した 6 6 0 0 V 供給用配電箱の第三回路接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

博覧会会場の敷地内に施設した 6 6 0 0 V 供給用配電箱の第三回路接続点とする。

(6) 保安上の責任分界点

博覧会会場の敷地内に施設した 6 6 0 0 V 供給用配電箱の第三回路接続点とする。

(7) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づくものとするが、年間の取引電力量を設定し、又はこれに類する条件を付することは禁ずる。

(8) 力率

① 受注者は調達期間において、その月の平均力率により、力率割引又は割増しを行うものとする。

② 力率は、その月の午前8時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位を%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 1 0 0 %とする。)

平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率(パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

③ 力率割引又は力率割増しは、基本料金に以下の計算式により得られた値(以下「力率割引又は割増し値」という。)を乗じることにより行うものとする。なお、まったく電気を使用しない場合、その力率は 8 5 %とする。

$$\text{力率割引又は割増し値} = 1.85 - \text{力率} / 100$$

④ 入札価格の算定に当たっては、力率 1 0 0 %とし、基本料金に 0.85 を乗じるものとする。

(9) 燃料費調整

- ① 各月の燃料費調整単価を次のとおり算出し、燃料費調整単価を計量期間の使用電力量に乘じること（燃料費調整額）により燃料費調整を行うものとする。なお、平均燃料価格が 49,800 円を下回る場合は、燃料費調整は差し引くことになる。また、燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値とする。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入とする。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{ 円/kl}) * (0.19 \text{ 円/kWh} / 1,000)$$

$$\text{平均燃料価格} = A \times 0.0030 + B \times 0.3489 + C \times 0.7318 \text{ (100 円未満四捨五入)}$$

A：各平均燃料価格算定期間における 1kl 当たりの平均原油価格

B：各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均 LNG 価格

C：各平均燃料価格算定期間における 1t 当たりの平均石炭価格

※各平均燃料価格 A、B 及び C は需要場所を供給区域とする旧一般電気事業者の小売部門が公表している値(当該月の五月前から三月前までの期間の燃料ごとの貿易統計実績価格の平均値)を使用すること。

- ② 入札価格の算定に当たっては、燃料費調整を考慮した額とすること。

(10) 市場価格調整

- ① 各月の市場価格調整単価を次のとおり算出し、市場価格調整単価を計量期間の使用電力量に乘じることにより、市場価格調整を行うものとする。また、市場価格調整単価は、小数点以下第三位で四捨五入することとする。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12.64) \times 0.5 \times 1$$

平均市場価格：1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、一般送配電事業者の供給区域ごとに、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とする。なお、平均市場価格の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入する。

※1：計算式に用いる数値は、東京電力エナジーパートナー株式会社の契約メニュー「ベーシックプラン」の数値以下とする。

- ② 入札価格の算定に当たっては、市場価格調整を考慮した額とすること。

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）によるものとする。
- ② 入札価格の算定に当たっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(12) 料金の算定

料金の算定は、計量期間の契約電力及び使用電力量に基づき、次の計算方法で行う。

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} + \text{予備電力料金} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引又は割増し値

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量＋燃料費調整額＋市場価格調整額

予備電力料金＝予備電力料金単価×契約電力

※燃料費調整単価、市場価格調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価については、計量期間の最終日の属する月の値を適用すること。

(13) 請求書について

- ① 請求書には、契約電力、使用電力量、電気料金を記載することとする。
- ② 請求書の送付は、発注者が落札後に提示する送付先への郵送又は電子メールによる送付、Webからのダウンロードによる方法のいずれかによるものとする。
- ③ 受注者は、発注者が必要とする電力使用量等の情報について、Webからのダウンロード等の方法により、常時提供すること。

(14) 支払方法

支払方法は銀行口座振り込み（振込用紙による支払いも可とする）とする。

(15) 提出書類

- ① 契約締結後遅滞なく、別紙3「非化石電力の供給計画書（以下「計画書」という。）」の1供給元電源情報（1）計画、2 証書による環境価値の移転量（1）計画を記載の上提出し、発注者の承認を得ること。
- ② 計量期間ごとに計画書に係る実績について、別紙3の1（2）イ.供給電力量及びウ.割当電力量に記載の上、提出すること。
- ③ 契約期間の非化石証書等による環境価値の移転が確認できる資料について、別紙3の2（2）イに移転電力量を記載の上、業務完了後すみやかに提出すること。
- ④ 別紙料金表の各料金一覧＜常時電力＞の各項目を記載の上、提出すること。

(16) 部分調達

3 仕様（2）①について、協会が求める電力構成を達成するために協会が指定した電力の部分調達を要請した際は調達に努めること。なお、単価料金にて協会が求める電力の調達が出来ない場合は別途協議を実施すること。

料金表

各料金一覧＜常時電力＞（消費税及び地方消費税相当額を含む）

料金			単価	料金算式
常時電力	基本料金		金 円/kW/月	電力を使用した場合 (契約電力)×(基本料金単価) ×(1.85 - 力率/100)
				まったく電力を使用しない場合 0.5×(契約電力)×(基本料金単価)
	電力量 料金	夏季 ※ 1	金 円/kWh	(使用電力量)×(電力量料金単価) + 燃料費調整額 + 市場価格調整額
		その他季 ※ 2	金 円/kWh	
予備電力	予備線料金		金 円/kW/月	(契約電力)×(予備線料金単価)
再生可能エネルギー発電促進賦課金				(使用電力量) × (再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)

※ 1 夏季とは、7月1日から9月30日までの期間とする。

※ 2 その他季とは、夏季以外の期間とする。

国際園芸博覧会会場 予定使用電力量			
年度・月	中央工区予定使用電力量 (kWh)	東工区予定使用電力量 (kWh)	西工区予定使用電力量 (kWh)
2026年 2月	30,000	20,000	20,000
3月	60,000	40,000	40,000
4月	65,000	40,000	40,000
5月	70,000	50,000	50,000
6月	90,000	50,000	50,000
7月	100,000	60,000	60,000
8月	110,000	80,000	65,000
9月	200,000	150,000	150,000
10月	200,000	150,000	130,000
11月	250,000	150,000	150,000
12月	300,000	150,000	150,000
2027年 1月	300,000	150,000	150,000
2月	355,000	197,500	150,000
3月	417,500	200,000	200,000
計	2,547,500	1,487,500	1,405,000